

トータルコンサルティングオフィス

税理士平本事務所ニュース

編集・発行人 税理士 平 本 祐 一

事務所 水戸市宮町 2-3-102
 〒 310-0015 梅善ビル 2・3 階
 TEL 029(226)0865 FAX 029(226)0793
 E-mail topassis@js6.so-net.ne.jp
<http://hiramoto-office.com/>

税理士の独り言

相続とは、故人の財産や債務、権利や義務、さらには、歴史や想念も承継することをいいます。財産や権利だけを都合よく選ぶのではなく、全てを受け入れる覚悟が必要です。

事業を継承する者は、先代が築き上げてきた信頼や技術、顧客、従業員を引き継ぎます。人生のリレーが引き継がれてバトンを渡された者は、次にバトンを渡すまで、悩みや苦しみを乗り越えて、強い意志を持って、明るく、前向きに、自分らしく、ありのままに、気持ちよく進んでいきたいものです。

私の書棚より

○どれだけ凄い技術であっても、顧客に伝わらなかつたり、うまく商品化できなければ、それは生産者の自己満足にすぎない。そこから新しい価値が生まれされることではなく、宝の持ち腐れで終わってしまうのである。

○資本主義の精神を忘れた日本人はいったい、何を失ったのだろうか。それはすなわち、成長の放棄である。

「現実を視よ」
柳井正著 P H P 研究所

税務アンテナ

□税法においては、帳簿書類等の保存期間は、確定申告書の提出期限から 7 年間とされています。

ただし、法人の場合には、青色欠損金額の繰越控除が 9 年間に延長になったため、平成 20 年 4 月 1 日以後に終了した事業年度からは、9 年間の保存が必要になります。これは、青色欠損金額の繰越控除が、帳簿書類等の保存が行われていなければ、適用されないためです。

ただし、保存期間が 7 年間を超える 8 年前と 9 年前の事業年度に青色繰越欠損金額が残っていなければ、その事業年度の帳簿書類等の保存の必要はありません。

□法人が、役員又は使用人を対象として、避暑地や観光地などに保養施設を設けて、無料又は低料金で利用させたり、スポーツジムやホテルなどを法人で契約して、その利用料を負担する場合には、その利用者が受ける経済的利益については、特定の者を対象としたり、著しく多額でない限り課税しなくてもよいこととされています。

また、人間ドックの費用については、一定年齢以上の者を対象とすることに合理性がありますので、一定年齢以上の希望者全員の検診の費用を負担する場合には、役員又は使用人全員を対象としているなくても、給与として課税されることはありません。

税務に関するご質問をお受けしております。お気軽にお問い合わせ下さい。

11月の税務

スケジュール

10日	○ 10月分の源泉所得税の納付 (休日につき 12 日)
15日	○ 所得税の予定納税額の減額の申請
30日	○ 9月決算法人の確定申告 ○ 25年3月決算法人の中間申告(予定申告) ○ 12月、25年3月、6月決算法人の消費税中間申告

30日	○ 11月決算法人の消費税各種選択届出書提出
-----	------------------------

今月の贈る言葉『地道な行動が最大の自己アピールになる。』 by 樋口廣太郎